

アーレン・シンドロームの相談に関する記録（カルテ）の写しの提供に係る Q&A

〈依頼について〉

Q1. 教育相談室で相談をしたことはありますが、アーレン・シンドロームかどうか不明です。記録（カルテ）の写しの提供の依頼は可能ですか？

A1. アーレン・シンドローム以外の記録（カルテ）の写しの提供は受け付けておりませんが、過去の相談について不明な点がございましたら、個別に教育相談室にお問い合わせください。

Q2. 提供依頼書と公的証明書等を直接教育相談室に持参し提出することは可能ですか？

A2. 提供依頼書と公的証明書等は郵送にてご提出をお願いしております。郵送の際、返送用のレターパックプラスを同封していただきますようお願いいたします。

Q3. 提供依頼書と公的証明書等を郵送で提出しようと思いますが、普通の郵便でよいですか？

A3. 簡易書留やレターパックライト等の郵送記録が追跡可能な方法を推奨いたします。

Q4. 相談室カードを紛失した、または相談室カード番号が不明な場合はどうすればよいですか？

A4. 教育相談室利用時のお名前（姓名）を教育相談室までご連絡ください。

Q5. 相談者本人以外が記録（カルテ）の写しの提供を依頼することは可能ですか？

A5. 法定代理人または任意代理人に限り、記録（カルテ）の写しの提供の依頼が可能です。詳細は「提供依頼書」裏面の表をご参照のうえ、公的証明書等をご準備ください。

Q6. 相談者と同居していない者でも記録（カルテ）の写しの提供を依頼できますか？

A6. 法定代理人または任意代理人であれば、可能です。

Q7. 依頼者本人の確認ができる書類とは何ですか？

A7. 主なものは運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証（資格確認証）になります。これらの確認ができる書類うち、2種類の提示が必要ですので、ご注意ください。

Q8. 全部の記録（カルテ）の写しの提供を依頼することは可能ですか？

A8. 全部の記録（カルテ）の写しを提供することはできません。具体的には、記録（カルテ）のうち、以下の3種類の書類の写しを提供いたします。

- ・アーレン・シンドロームに関する検査結果報告書
- ・相談報告書（様々な検査結果等が記載されている報告書）
- ・感覚過敏調査の結果

Q9. 自宅で提供依頼書を作成できない場合、代行してもらえますか？

A9. 個人情報保護の観点から、当教育相談室では書類の作成代行は行っておりません。

Q10. 提出後に提供依頼書の記入内容の誤りに気づいた場合、修正は可能ですか？

A10. 可能です。速やかに教育相談室にご連絡ください。

Q11. いつまで、記録（カルテ）の写しの提供の依頼が可能ですか？

A11. 令和11年2月28日まで受け付けております。

〈受け取りについて〉

Q12. 記録（カルテ）の原本を受け取ることはできますか？

A12. 原本の提供は行っておりません。

Q13. 記録（カルテ）の写しを複数部受け取ることはできますか？

A13. 複数部の提供は行っておりません。

Q14. 記録（カルテ）の写しを電子データで受け取ることは可能ですか？

A14. 電子データでの提供は行っておりません。

Q15. 記録（カルテ）の写しは、どのような形式で郵送されますか？

A15. 厳封（開封無効）したうえで、依頼時にご提出いただいたレターパックプラスに封入し、郵送いたします。

Q16. 記録（カルテ）の写しを自宅以外の住所に送付してもらうことは可能ですか？

A16. 記録（カルテ）の写しは、依頼者ご本人の本人確認書類に記載の住所へのみ郵送いたします。同封いただく、レターパックプラスへの住所の記入にはご注意ください。

Q17. 筑波キャンパスの教育相談室で記録（カルテ）の写しを受け取ることはできますか？

A17. 筑波キャンパスの教育相談室（筑波大学心理・障害相談室）での受け取りはできません。

〈その他〉

Q18. 記録（カルテ）の写しの提供について不明な点がある場合どうすればよいですか？

A18. 以下の連絡先にご連絡ください。

【連絡先】〒112-0012 東京都文京区大塚 3-29-1

筑波大学心理・発達教育相談室

Tel: 03-3942-6850

対応時間 火・水・木・金・土曜日（日・祝日除く）

10:30～12:00、13:00～16:30